

## 2 資料編

## 都市計画法第 32 条に係る同意・協議手続に関する アンケート結果の集計について

県下で許可処分を行なっている 11 市に対し、都市計画法第 32 条の規定に基づく同意・協議などについてのアンケート調査を行なった結果、10 市から回答が得られたため、その内容について次のとおりまとめました。

### 1 32 条の同意・協議に係る手続について、条例・要綱等が制定されていますか？

「有」と答えた市・・・ 4

「無」と答えた市・・・ 5

その他・・・ 1（公共施設の種別によって有るものと無いものがある）

\* 「有」、「無」それぞれについて、明文化された規定はないが要綱等に基づいて 32 条に係る同意・協議を行なっているところが多く、一概に「有」、「無」に振り分けられない。

【参考】明確な定めはないが条例・要綱等で行なっていると答えた市・・・ 5

### 2 公共施設管理者の同意を証する書面等について、どのような書類によって手続を行なっていますか？

・ 条例・要綱等に基づいて締結された協定書・協議書をもって行なう・・・ 3

（32 条の同意協議という文言を明記・各添付図書に同意印を押印等）

・ 条例手続（自主・委任が混在）により全ての課との協議が整ったことを書類で確認した後、32 条の同意・協議の申し出を受け、同意・協議の締結を行なう・・・ 1

（手続を二段階で行なっている（条例で明確に 32 条の手続を規定していない））

・ 条例手続により締結された協定書等は別に 32 条に関する書類を作成している・・・ 2

（手続は条例の手続とかねて行なうが、書類は条例、法律と明確に区別している）

・ 32 条に基づく同意・協議のみの手続を行なっている・・・ 4

（様式、手続の流れなどは各公共施設管理者が各々定めている）

### 3 公共施設管理者とその用地の所有者が同一の場合の法第 33 条第 1 項第 14 号に係る同意について、どの様に行なっていますか？

(1) 32 条の同意書類で足りるとしている・・・ 8

(2) 32 条の同意書類に 33 条 1 項 14 号の同意についての記述がある・・・ 1

(3) それぞれの手続書類に基づき、同意を行なっている・・・ 0

(4) その他（法第 32 条の規定に基づく同意と法第 33 条第 1 項第 14 号の規定に基づく同意の趣旨は異なるものであり、本来はそれぞれについて取得するものだと考えますが、実際は、実務の簡素化のため、法第 32 条の規定に基づく同意書類のみで対応しています）・・・ 1

**4 3の手続についてどのような考えに基づいていますか。？**

- ・法第 32 条の同意・協議において、法第 33 条第 1 項第 14 号の同意を包含していると判断しているので別途書類は作成していない・・・ 7
- ・公共施設管理者としての法第 32 条同意プラス、一地権者としての法第 33 条第 1 項第 14 号の同意について規定するスタンスにたっている・・・ 1 (3(2)の回答市)
- ・施設管理者に用地の処分権限まで委任されている事例はなく、法第 32 条の同意と法第 33 条第 1 項第 14 号の同意は内容が異なるものと判断し、土地所有者の同意は必要と考える・・・ 1
- ・3(4) (その他) のとおり、主として業務の簡素化に基づく・・・ 1

**5 法第 32 条で同意し、法第 33 条第 1 項第 14 号で不同意とすることが実務上あるいは解釈上想定されますか。？**

- ・法第 32 条の同意・協議のなかに土地所有者の同意も包含されているとの見解から、切り離れた同意・不同意の判断は実務上行なえない・・・ 7
- ・実務上は切り離せないものと考え取り扱っている・・・ 1 (3(2)の回答市)
- ・法第 32 条と法第 33 条第 1 項第 14 号の規定で求めている同意の趣旨は異なるため、法解釈上は一方を同意、一方を不同意とすることは可能と考える・・・ 1 (3(4)の回答市)
- ・事例がない・・・ 1

**6 法第 32 条で同意協議の対象範囲は事業区域内だけとなりますか。事業区域外であっても同意・協議の対象としますか。？**

- ・開発区域外であっても開発行為に関係がある公共施設については、同意・協議の対象とする・・・ 9
- ・同意・協議の対象は、事業区域内と考えている・・・ 1

**7 法第 32 条における公共施設の事業区域への編入に係る同意(編入同意)について明文化された基準などがありますか。？**

- ・明文化したものはなく個別の案件ごとに判断している・・・ 6
- ・「建設省所管公共用財産に関する事務処理要領」のなかの第 11 節 都市計画法第 32 条編入同意を準用している・・・ 1
- ・道路及び水路については、「都市計画法第 32 条に基づく同意及び協議等に関する事務処理要領」を定めている・・・ 1
- ・道路敷については法第 32 条の同意・協議に中で行為者と調整するが、基準としては「市道の認定、廃止などの基準」により行なっている・・・ 1
- ・開発指導要綱の「都市施設整備基準」において公道及び水路を開発区域に含む場合の編入同意協議を規定している・・・ 1

**8 道路等の公共施設の編入同意を判断するにあたり、どのような体制で行なわれているか。？**

- ・各公共施設管理者の判断で行なう（庁内協議会等の体制あり）・・・ 5
- ・各公共施設管理者の判断で行なう（庁内協議会等の体制なし）・・・ 1
- ・（所管課の判断を尊重する形で）土地利用委員会調整部会で決定・・・ 1
- ・個別案件ごとに行為者あるいは関係課と協議、調整を行なう・・・ 2
- ・不明・・・ 1

**9 事前相談の段階で接道要件及び編入同意の可否について判断を求められた場合どのような対応をしていますか。？**

- ・事前相談の段階で明らかに成り立たないもの、計画の補正が必要なものについてはその旨伝える・・・ 8  
（担当者レベルでの意見調整、事前相談書に基づく判断、開発調整会議での判断等）
- ・事前相談の段階では可能性という形で是非を伝える。最終意思決定機関は開発調整部会であり、土地購入についてはリスクが伴う旨を伝える・・・ 1
- ・事前相談の手続がない。計画が成り立たないものについては、「土地利用関連調整条例」の最初の手続（法令確認申請）で指摘されることから、結果として計画が進まないこととなる・・・ 1

都市計画法第 32 条の同意・協議手続等に係るアンケート結果について <その 1>

	鎌倉市	藤沢市	秦野市	横浜市	川崎市	横須賀市
1 32 条の同意・協議に係る手続について、条例・要綱等が制定されていますか？	<p>条例・要綱等の制定 ( <input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無 )</p> <p>「鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例(以下、「手続基準条例」という)」</p> <p>* 法第 32 条の同意・協議について、条例のなかで明文化された規定とはなっていますが、条例手続の中で兼ねて行なっています。</p>	<p>条例・要綱等の制定 ( <input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無 )</p> <p>「藤沢市開発行為及び中高層建築物の建築に関する指導要綱(以下、「指導要綱」という)」により、法第 32 条に関するものと指導要綱上のものを含めて手続を行っております。</p> <p>なお、法第 32 条の同意・協議と指導要綱協議の区分等の明確な定めはありません。</p>	<p>条例・要綱等の制定 ( <input type="radio"/> 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 )</p> <p>平成 12 年 7 月 1 日付けで秦野市まちづくり条例が施行され、開発行為における手続き・公共施設等の整備基準等が条例という形で明文化されました。</p> <p>いわゆる 32 条の同意・協議については、これらの基準等を充足して始めて締結されるシステムになっているにも関わらず、条例上その旨を謳った条文等はありません。</p> <p>本来、32 条協議の範疇ではない負担(自治会館用地の帰属、集会所の建設、駐車場の設置等)も課していることから、条例制定の範囲を逸脱しているとの誤解を避けるために敢えて明記していないのかもしれませんが、制定時の真意は判りません。</p> <p>しかし、前述のとおり実質的には「32 条の基準・要件」となっていること、窓口等における行政指導の拠り所となっていること等を鑑み、何らかの形で条例と 32 条同意・協議の関係を明示する必要があります。</p>	<p>条例・要綱等の制定 ( <input type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無 )</p> <p>公共施設の種別によって、要綱が有るものと無いものがあるが、道路については「開発行為に伴う道路に関する手続要綱」(別添付)があり、その中で 32 条の同意・協議に係る手続を制定している。</p>	<p>条例・要綱等の制定 ( <input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無 )</p> <p>本市では、都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則(昭和 47 年 3 月 31 日規則第 76 号、以下「細則」という。)第 2 条に、「都市計画法(以下「法」という。)第 29 条第 1 項の規定による開発行為の許可(以下「開発許可」という。)を受けようとする者は、その開発行為に関する設計の内容その他開発許可を受けるのに必要な事項について、あらかじめ審査を受けることができる」と、事前審査ができる旨を規定しております。事前審査は、法第 32 条に基づく協議を円滑に行うことを目的に設けられた制度であり、この手続きの中で、法第 32 条の規定に基づく協議を行うことができます。</p> <p>また、一定規模以上の開発行為又は建築行為に先立って、事業者近隣関係住民に対して計画内容を周知させることを義務付けた「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例(以下、「調整条例」という。)」を平成 16 年 1 月 1 日より施行しており、調整条例の適用を受ける開発行為につきましては、上述の事前審査を省略しております。事前審査を省略した開発行為につきましては、調整条例第 19 条の規定に基づく公共施設の管理者との協議と併せて、法第 32 条の規定による協議を行うこととなります。</p>	<p>条例・要綱等の制定 ( <input type="radio"/> 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 )</p>

<p>2 公共施設管理者の同意を証する書面等について、どのような書類によって手続を行なっていますか？</p>	<p>手続基準条例第 28 条の規定に基づく協定の締結をし、締結された協定書及び添付図書が法第 32 条に基づく同意を証する書面及び協議の経過を示す書面の内容を兼ねた書類となっています。</p> <p>* 法第 32 条の手続のみを行なうための手続の流れや様式については定められていません。</p>	<p>指導要綱に基づき、管理主管課の個別協議が終了しますと、管理主管課より開発業務課に同意を証する書面及び図面が送付されるため、それらを取りまとめ協議書を作成し、事業者と締結します。</p> <p>事業者は、開発許可申請の際に公共施設管理者の同意を証する書面等としてその協議書の写しを添付します。</p> <p>貴市と同様に、法第 32 条の手続のみを行なうための手続の流れや様式については定められていません。</p>	<p>開発調整部会で関係各課等の意見などを集約した後、当該意見等を各課に A 3 版用紙の表裏にまとめたもの（調整・指示事項一覧表）を作成し、事業者（代理人）に渡します。</p> <p>一覧表の各課意見の横には、事業者と各課との協議が整ったことの証である調整印押印のための欄が設けられており、全ての欄が調整印で埋まって始めて 32 条同意・協議の申し出となります。同意・協議の締結は、総合調整担当課である開発指導課が行います。</p> <p>この場合、32 条に関係のある部局（道路・下水・消防・公園など）の意見等には、それが同意・協議のための基準・条件であることは明記されていませんので、都市計画法の一連の手続きの中では、それ以外の課の意見等と、軽重という意味においては同等に扱われます。</p>	<p>道路については問 1 のように定めています。</p>	<p>法第 32 条の規定に基づく同意を証する書面に関しては、統一した様式は定めておらず、各管理者が各々定める様式によります。</p>	<p>法第 32 条の規定による同意・協議に係る手続については、各公共施設管理者毎に個別に行なっているため、流れや様式については、特段定めてはませんが、本市の自主条例である「適正な土地利用の調整に関する条例」による手続と同意・協議先が重複する機会が多いため、その場合は、同条例の手続の中で法第 32 条の手続を行なうこととなります。</p>
<p>3 公共施設管理者とその用地の所有者が同一の場合の法第 33 条第 1 項第 14 号に係る同意について、どの様に行なっていますか？</p>	<p>土地所有者と同一であれば、公共施設管理者の同意を証する書面（協定書）で足りるとの判断から、別途 33 条 1 項 14 号に係る書類（同意書）は作成していません。</p> <p>* 32 条同意 = 協定書に包含されるという考え方は、<u>1</u></p>	<p>公共施設に係る土地所有者（33 条 1 項 14 号）の同意について</p> <p>1 32 条の同意書類で足りるとしている（鎌倉市と同様）</p> <p>2 32 条の同意書類に 33 条 1 項 14 号の同意についての記述がある</p> <p>3 それぞれの手続書類に基づき、同意を行なっている</p> <p>4 その他（<u>                    </u>）</p> <p>本市では公共施設管理者が、法第 32 条の同意・協議において法第 33 条第 1 項第 14 号を包含して同意していると判断しています。<u>1</u></p>	<p>公共施設に係る土地所有者（33 条 1 項 14 号）の同意について</p> <p>1 32 条の同意書類で足りるとしている（鎌倉市と同様）</p> <p>2 32 条の同意書類に 33 条 1 項 14 号の同意についての記述がある</p> <p>3 それぞれの手続書類に基づき、同意を行なっている</p> <p>4 その他（<u>                    </u>）</p> <p>貴市と同様(1)に考えます。ただし、当該土地の所有者が市のときには、開発指導課において締結する 32 条同意・協議のほか、同条第 1 項の規定に基づく部分に関し、開発区域内に編入することに同意する旨が公共施設の管理者からも書面で事業者に伝えられますので、結果として 14 号同意のような機能を果たしています。</p>	<p>公共施設に係る土地所有者（33 条 1 項 14 号）の同意について</p> <p>1 32 条の同意書類で足りるとしている（鎌倉市と同様）</p> <p>2 32 条の同意書類に 33 条 1 項 14 号の同意についての記述がある</p> <p>3 それぞれの手続書類に基づき、同意を行なっている</p> <p>4 その他（<u>                    </u>）</p>	<p>公共施設に係る土地所有者（33 条 1 項 14 号）の同意について</p> <p>1 32 条の同意書類で足りるとしている（鎌倉市と同様）</p> <p>2 32 条の同意書類に 33 条 1 項 14 号の同意についての記述がある</p> <p>3 それぞれの手続書類に基づき、同意を行なっている</p> <p>4 その他(法第 32 条の規定に基づく同意と法第 33 条第 1 項第 14 号の規定に基づく同意の趣旨は異なるものであり、本来はそれぞれについて取得すべきものだと考えますが、実際は、実務の簡素化のため、法第 32 条の規定に基づく同意書類のみで対応しております。)</p> <p><u>4</u></p>	<p>公共施設に係る土地所有者（33 条 1 項 14 号）の同意について</p> <p>1 32 条の同意書類で足りるとしている（鎌倉市と同様）</p> <p>2 32 条の同意書類に 33 条 1 項 14 号の同意についての記述がある</p> <p>3 それぞれの手続書類に基づき、同意を行なっている</p> <p>4 その他（<u>                    </u>）</p> <p><u>1</u></p>

<p>4 3の手続については、どのような考えに基づくものですか？</p>	<p>「開発許可制度の解説」等によれば、『公共施設管理者と土地所有者が異なる場合、法第33条第1項14号の同意を必要とするが、施設管理者に用地の処分権限まで委任されていれば、あらかじめ土地所有者の同意を要しないと考えるべきである。』とあることから、本市では法第32条の同意・協議において法第33条第1項第14号の同意を包含していると判断していることから、別途土地所有者の同意としての書類は作成していません。</p>	<p>貴市と同様の考えです。</p>	<p>貴市と同様に考えます。 なお、公共施設の管理者以外の者(市他部局)の所有管理する土地に係る同意(第33条第14号)は得ています。</p>	<p>貴市と同じ</p>	<p>上記のとおり、主として業務の簡素化に基づくものです。</p>	<p>貴市と同様の考え方により、開発区域内の公共施設については、法第32条の同意・協議がなされていることをもって法第33条第1項第14号の同意を包含しているものと判断しております</p>
<p>5 編入同意を要する開発行為について、法第32条で同意し、法第33条第1項第14号で不同意とすることが実務上、あるいは法解釈上想定されますか？ 具体的な事例があれば教えてください。</p>	<p>法第32条の同意・協議のなかに土地所有者の同意も包含されている、との見解に基づいていることから、切り離れた同意・不同意の判断は実務上行えないものと考えています。 また、行政計画のない用地において、開発阻止のための不同意は財産権の侵害にあたるとも考えています。 * 法第32条では他事考慮により同意を拒んだりすることは法の趣旨を逸脱した運用となることから、公共施設管理者として同意せざるを得ない場合に、土地所有者として不同意とすることをもって、開発許可の妨げの手段とすべきとの意見が寄せられています。</p>	<p>貴市と同様の考えです。</p>	<p>貴市と同様に考えます。</p>	<p>ない(問4のとおり)</p>	<p>質問3の回答のとおり、本来は法第32条と法第33条第1項第14号の規定で求めている同意の趣旨は異なるため、法解釈上は一方を同意、もう一方を不同意とすることは可能であると考えます。</p>	<p>4の回答のとおり法第32条の同意・協議については、法第33条第1項第14号の同意を包含しているものであるため、設問のような状況は、実務上生じませんので、事例もありません。</p>
<p>6 法第32条に係る同意・協議の対象範囲は事業区域内だけとなりますか、あるいは、事業区域外であっても開発行為に関する工事として、同意・協議の対象としていますか？</p>	<p>区域外整備部分については、各管理法及び条例等に基づく手続きとなっていることから、開発行為に係る同意・協議の対象は事業区域内と考えています。 * 例えば、区域外の道路工事については、道路法の承認工事の手続で対応しています。</p>	<p>開発区域に接する道路及び公共下水道への接続のための区域外の下水整備については、開発行為により影響があると考えられるため、あらかじめ公共施設管理者と協議を行い、同意をとっております。</p>	<p>都市計画は開発区域内外の道・道路との機能回復や接続に伴う、同意協議が必要と考えます。 しかし、実務的には開発区域外の工事は、開発行為に係る同意・協議の一環として行われますが、道路法、下水道法に基づく許可等の形を採った方が、管理者による直接の監督処分等の対応が可能になることなどから確実な施行がより担保できると考えます。</p>	<p>区域外整備部分についても、何らかの改変を加えなければ工事が行えないため、法第32条第1項の同意対象としている。</p>	<p>開発区域外であっても、開発区域から幹線道路に至るまでの既存道路で、整備の必要がある区間につきましては「開発行為に関する工事の区域」として設定し、同区域も法第32条の規定による協議の対象としています。</p>	<p>開発行為に関係がある公共施設については、開発区域の内外を問わず、法第32条の規定による同意・協議の対象として取り扱っております。 なお、具体的な手続等に関しては各々の公共施設管理者の判断にて行なわれております。</p>

<p>7 法第 32 条における公共施設の事業区域への編入に係る同意（編入同意）について、明文化された基準・内部要綱等がありますか？</p>	<p>明文化されたものは何もなく、機能代替性・利便性の向上等といった観点から、個別の案件ごとに判断しています。</p> <p>* 県開発審査会において、本市の編入同意の手法等について指摘を受けたこともあり、貴市の状況を参考にさせていただきたいと思えます。</p>	<p>貴市と同様です。判断については、公共施設管理者が行っております。</p>	<p>神奈川県が作成した「建設省所管公共用財産に関する事務処理要領（昭和 58 年 6 月 1 日用第 68 号）」中第 11 節 都市計画法第 32 条編入同意（第 47 条～第 52 条）を準用する形で、案件の特殊性を考慮しながら、その都度判断しています。</p>	<p>「編入同意」について明文化されたものはない。</p>	<p>本市が管理する道路及び水路にしましては、道路、水路管理者が、法第 32 条の規定による協議及び同意について、手続き及び同意の承認基準等について規定した「都市計画法第 32 条に基づく同意及び協議等に関する事務処理要領」を定めております。</p>	<p>編入同意の対象となる公共施設としては、主に市が管理する道路敷が一般的であり、事業区域への編入を認めるか否かは、法第 32 条の同意・協議の中で行為者と調整することとしています。</p> <p>この場合の同意・協議の基準としては、「市道の認定、廃止等の基準」（別紙参照）により行なっております。</p>
<p>8 道路等の公共施設の編入同意を判断するにあたり、どのような体制で行なわれていますか？</p>	<p>編入同意等について、関係課との連絡、調整及び協議を行なうため、開発事業等協議会を庁内に設置し、一定規模以上の案件等について判断をしている。</p> <p>* 県開発審査会より編入同意の手法等について指摘を受けたことを踏まえ、庁内の編入同意を判断するまでの過程についての見直しを行っており、その参考とさせていただきます。</p>	<p>編入同意については、公共施設管理者に判断を委ねています。</p> <p>なお、各物件ごとに、指導要綱に基づく事前協議において、庁内の関係部局で構成された「藤沢市土地建物指導委員会」で審議しております。</p>	<p>基本的には、所管課の判断を尊重する形で、秦野市土地利用委員会調整部会（参照 1）で決定します。</p>	<p>問 5 のとおり</p>	<p>道路又は水路の同意等につきましては、本市建設局が所管しております。</p> <p>また、本市では、宅地造成工事又は開発行為に係わる適切な土地利用の誘導及び関係各課との調整による宅地開発事務の円滑化を図るため、関係各課が横断的に参加する協議会として、「川崎市宅地開発事務調整会議」を設けており、（ 1 ）市街化区域内における開発行為及び宅地造成工事、（ 2 ）市街化調整区域内における開発行為、建築行為又は宅地造成工事、（ 3 ）その他会長が審議等を行う必要があると認めるもの、について審議を行っております。</p>	<p>編入同意は、法第 32 条の同意・協議に含まれているため、同法による同意・協議書の締結をもって、編入同意がなされたものと判断しております。</p>
<p>9 開発事業者から事前相談の段階で接道要件及び編入同意の可否について判断を求められた場合、どのような対応をされていますか？</p> <p>また、内部的な判断はどの段階で行なっていますか？</p>	<p>法申請の前段階で条例に基づく協議・審査等を行なうことから、そもそも成り立たない事業計画で手続を進めることは好ましくないため、事前相談の段階で明らかに成り立たないもの、計画の補正が必要なものについては、その旨を伝えています。</p> <p>また、内部的には関係課と協議を行ない、事前相談の段階で一定の確認をするとともに、事業の実行性について判断しています。</p>	<p>貴市と同様の考えです。</p>	<p>窓口等における事前相談の段階では、所管課内部（必要であれば開発部局等も交え）で検討し、可能性という形でその是非を伝えています。あくまでも最終意思決定機関は開発調整部会であり、開発行為を目的とした土地購入等については、当然のリスクを伴う旨を伝えています。</p>	<p>貴市に同じ</p>	<p>本市では、開発許可申請に先立ち、事業者に対して、開発審査課へ「開発行為事前相談書（以下「相談書」という。）」を提出させて、当該計画の開発許可の可否を判断しております。</p> <p>予定建築物が接道要件を満たしていない又は法第 33 条の技術基準を満たしていないなどについて、相談書の提出又は調整条例第 19 条の規定による協議及び法第 32 条の規定による協議の段階で明確に判断できる場合は、事業者に対して計画を修正する旨を伝えております。</p>	<p>本市においては、事前相談等の手続を行っていないため、接道要件については、「開発行為の手引き」により窓口対応にて説明し、編入同意については、当該公共施設の所管課での窓口対応にて説明しております。</p> <p>なお、具体的な土地利用については、本市の「土地利用関連調整条例」の手続の中で計画の熟度を上げていくこととなりますが、根本的に問題があり計画が成り立たないものについては、同条例の最初の手続（法令確認申請）の段階で指摘されるため、結果として計画が進まないこととなります。</p>



都市計画法第 32 条の同意・協議手続等に係るアンケート結果について <その 2>

	平塚市	小田原市	茅ヶ崎市	大和市	厚木市
1 32 条の同意・協議に係る手続について、条例・要綱等が制定されていますか？	条例・要綱等の制定（ <input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無） 平塚市開発事業指導要綱を制定しています。	条例・要綱等の制定（ <input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無） 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例（以下手続基準条例） 手続基準条例は貴市同様、都計法第 32 条同意・協議について明文化されていないが、都計法第 29 条 1 項に規定する開発許可を要する開発行為（自己専用住宅は除く）は適応対象となり、また都計法第 33 条 3 項の技術細目をあげた委任条例である。	条例・要綱等の制定（ <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無） 特に定めておりません。	条例・要綱等の制定（ <input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無） ・大和市街づくり指導要綱（以下「要綱」という。） ・大和市開発事業の手続き及び基準に関する条例（以下「条例」という。）  平成 20 年 7 月 1 日条例の施行に伴い、要綱は廃止します。法 32 条の同意協議については、当市においても明文規定はありません。	条例・要綱等の制定（ <input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無）  「厚木市住みよいまちづくり条例」の手続きと兼ねて行っています。
2 公共施設管理者の同意を証する書面等について、どのような書類によって手続を行なっていますか？	開発事業指導要綱の規定に基づく各管理者との協議結果を確認した後に「開発行為に関する協定書」を締結しています。 協定書の書式では、 <u>都市計画法 32 条の同意協議により</u> 、という文言で明記しています。	必要図面を添付のうえ手続基準条例に基づく協定書を取り交わし、これとは別に協定の締結及び都計法第 32 条同意・協議を兼ねた書類を事業主宛、発行している。 また、手続基準条例に適合しない開発行為については、都計法第 32 条同意・協議のみの書類を発行している。	申請者より提出される「都市計画法第 32 条による協議について」に基づき同意協議を行ない、「都市計画法第 32 条の規定に基づく公共施設に関する同意及び協議書」により協議締結をしています。	・協定書の添付図書である土地利用計画図、公図写、公共施設新旧対象図に雨水計算書を加え同意書の添付図書とし、公図写を除いた各図書に同意印を押印します。 ・協定の締結については、条例第 14 条において明文化されました。 ・貴市と同様に法第 32 条の手続きのみを行うための様式等は定めておりません。	「厚木市住みよいまちづくり条例」に基づく承認とは別に都市計画法第 32 条に基づく同意・協議書としています。
3 公共施設管理者とその用地の所有者が同一の場合の法第 33 条第 1 項第 14 号に係る同意について、どのように行なっていますか？	公共施設に係る土地所有者（33 条 1 項 14 号）の同意について 1 32 条の同意書類で足りるとしている（鎌倉市と同様） 2 32 条の同意書類に 33 条 1 項 14 号の同意についての記述がある 3 それぞれの手続書類に基づき、同意を行なっている 4 その他（ <u>          </u> ） <u>          1          </u>	公共施設に係る土地所有者（33 条 1 項 14 号）の同意について 1 32 条の同意書類で足りるとしている（鎌倉市と同様） 2 32 条の同意書類に 33 条 1 項 14 号の同意についての記述がある 3 それぞれの手続書類に基づき、同意を行なっている 4 その他（ <u>          </u> ） <u>          1          </u>	公共施設に係る土地所有者（33 条 1 項 14 号）の同意について 1 32 条の同意書類で足りるとしている（鎌倉市と同様） 2 32 条の同意書類に 33 条 1 項 14 号の同意についての記述がある 3 それぞれの手続書類に基づき、同意を行なっている 4 その他（ <u>          </u> ） <u>          2          </u>	公共施設に係る土地所有者（33 条 1 項 14 号）の同意について 1 32 条の同意書類で足りるとしている（鎌倉市と同様） 2 32 条の同意書類に 33 条 1 項 14 号の同意についての記述がある 3 それぞれの手続書類に基づき、同意を行なっている 4 その他（ <u>          </u> ） <u>          1          </u>	公共施設に係る土地所有者（33 条 1 項 14 号）の同意について 1 32 条の同意書類で足りるとしている（鎌倉市と同様） 2 32 条の同意書類に 33 条 1 項 14 号の同意についての記述がある 3 それぞれの手続書類に基づき、同意を行なっている 4 その他（ <u>          </u> ） <u>          1          </u>
4 3 の手続については、どのような考えに基づくものですか？	貴市と同様の扱いをしています。	貴市同様、都計法第 32 条に包含すると判断している。	公共施設管理者としての法 32 条の同意プラス、一地権者として法 33 条 1 項 14 号の同意について規定するスタンスに立ち終息しております。	施設管理者に用地の処分権限まで委任されている事例はなく、法第 32 条の同意・協議と法第 33 条第 1 項第 14 号の同意は同意の内容が異なるものと判断し、土地所有者の同意は必要であると考えます。	貴市と同様のものです。

<p>5 編入同意を要する開発行為について、法第32条で同意し、法第33条第1項第14号で不同意とすることが実務上、あるいは法解釈上想定されますか？</p> <p>具体的な事例があれば教えてください。</p>	<p>貴市と同様の考えです。 事例はありません。</p>	<p>貴市同様、都計法第32条同意・協議に含まれているものとし、編入同意を切り離した判断は想定していない。</p>	<p>法32条の同意と法33条1項14号の同意について、実務上は切り離せないものと考え、取り扱っております。</p> <p>なお、法解釈上は非常に難しい問題ですが、本市においては併記する形で取り扱っております。</p>	<p>事例がありません。</p>	<p>想定しておりません。</p>
<p>6 法第32条に係る同意・協議の対象範囲は事業区域内だけとなりますか、あるいは、事業区域外であっても開発行為に関する工事として、同意・協議の対象としていますか？</p>	<p>「開発許可制度の解説」にもあり、事業区域外であっても前面道路、接続道路、及び区域に接する水路等の整備について協議の対象としています。</p>	<p>開発区域外の工事について、自費工事、占用工事の手続きは別途管理者との間で行うが、開発工事の関連工事と考えているため、これらの工事も含め都市計画法32条同意・協議の対象としている（手続基準条例における協定の締結時には、これらの工事申請の書類を添付させている）。</p>	<p>開発区域内だけに限らず、開発区域外であっても開発区域が接することとなる道路等は、法32条に係る同意協議の対象と考えます。</p>	<p>同意・協議の対象は事業区域内と考えます。</p>	<p>同意、協議の対象としています。</p>
<p>7 法第32条における公共施設の事業区域への編入に係る同意（編入同意）について、明文化された基準・内部要綱等がありますか？</p>	<p>開発事業指導要綱の「都市施設整備基準」において、公道及び水路を開発区域に含む場合の編入同意協議を規定しています。</p>	<p>貴市同様、個別に判断している。</p>	<p>明文化されたものはなく、個別の案件ごとに判断しています。</p>	<p>明文規定はなく、個別案件ごとに判断します。</p>	<p>明文化したものはありません。</p>

<p>8 道路等の公共施設の編入同意を判断するにあたり、どのような体制で行なわれていますか？</p>	<p>20年3月までは水路と道路の管理部局は別々でしたが、定期に開催される指導調整会議により関係課との協議は行われていました。</p> <p>4月以降は下水道部と道路部が統合され、水路、道路ともに土木部の所管となりましたので、同一部内の協議になっております。また、7月1日の「まちづくり条例」施行後も、指導調整会議での各課との協議は継続されます。</p> <p>審査に当たっては、管理担当課からの編入同意書により判断しています。</p>	<p>編入が可能か関係課と協議するよう指導し、開発調整会議にて協議内容の報告、必要に応じ補正を行う。その結果に基づき、手続基準条例の編入同意申請書に反映させている。</p>	<p>個別の案件ごとに、関係課と協議、調整を行なっております。</p>	<p>各公共施設管理者の判断によります。</p> <p>なお、庁内協議会等の体制はとっておりません。</p>	<p>一定規模以上のものについては開発調整会議にて調整を行っている。</p> <p>判断についてはそれぞれの管理者が行っている。</p>
<p>9 開発事業者から事前相談の段階で接道要件及び編入同意の可否について判断を求められた場合、どのような対応をされていますか？</p> <p>また、内部的な判断はどの段階で行なっていますか？</p>	<p>許可見込みのあるものについて、事前相談時点で担当者レベルでの意見調整を行い、必要により計画の補正をお願いしている。</p>	<p>貴市同様の指導をしている。計画が成立するもの、判断できないものについては、直接関係課と協議するよう指導し、開発調整会議で判断している。</p>	<p>本市に置きましても、成り立たない事業計画により手続を進めることは好ましくないため、事前相談の段階で明らかに成り立たないもの、計画の補正が必要なものについては、その旨指示しています。</p> <p>また、内部的にも関係課と個別に協議を行ない、事前相談の段階で一定の方向性を確認しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接道要件については、法令に基づき指導します。</li> <li>・編入同意の可否については、各公共施設管理者との協議が必要であること指導します。</li> </ul>	<p>事前相談の段階で道路管理者、建築確認部局との調整を指導しています。</p>

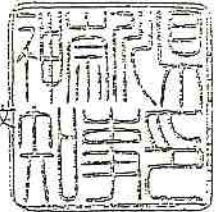


建指第 309 号

平成 19 年 3 月 15 日

鎌倉市長 石渡 徳一 様

神奈川県知事 松沢 成文



### 都市計画法第 32 条の解釈と運用等について（回答）

平成 19 年 3 月 5 日付け鎌都調第 216 号で照会のありました標記のことについて、次のおり回答いたします。

#### 記

貴市の区域内における都市計画法（以下「法」という。）に基づく開発許可事務については、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき定められた「事務処理の特例に関する条例」により、貴市が処理することとされています。

当該事務については、その事務を処理することとされた市町村の長が管理し、執行するものとされていることから、当職は、その取扱いに関し、見解をお示しする立場にはないものと考えております。また、法令の解釈に関しても、見解をお示しする立場にはないものと考えます。

なお、御照会の各項目に関し、本県の開発許可の取扱いについて、以下、参考として記述いたします。

#### （1 について）

開発許可制度においては、開発行為の円滑な施行、公共施設の管理の適正性等を確保するために、開発許可を申請しようとする者が、あらかじめ、公共施設の管理者と協議し、その同意（以下「公共施設の管理者同意」という。）を得なければならないこととされており（法第 32 条第 1 項）、また、開発許可の基準として、法第 33 条第 1 項第 14 号では、土地所有者をはじめとする当該開発行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意（以下「権利者同意」という。）を得ることとされています。

このうち、公共施設の管理者同意は、上記のとおり、開発行為に関係がある公共施設の管理の適正等を期することを目的としており、一方、権利者同意は、土地の所有者等としての権利の行使として行うものであって、この 2 種類の同意は、本来、別の目的で必要とされているものであるから、その判断については、別個になされるものであると考えます。

これらの同意に関し、開発許可申請において、開発区域内に公共施設が含まれ、かつ、その管理者と土地の所有者が同一である場合に、公共施設の管理者の同意書が添付されているときは、土地の所有者としての同意（開発区域内に当該施設用地を含めることの同意）がなされていないことは通常想定されないため、本県では、特別の事情がない限り、公共施設の管理者の同意書の添付をもって、権利者同意も得ているものとみなすという運用をしています（ただし、それぞれの同意についての判断は別個になされるものであるから、権利者同意の意思が明確でないなどの状況が認められる場合は、その同意書を別に添付させる必要性が生ずることもあり得るものと考えます。また、開発区域内に公共施設用地以外の土地が含まれる場合は、当然に権利者同意書が添付されるべきものと考えます。）。

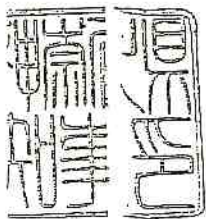
(2)について

市街化区域における開発許可申請がなされた場合、法第 33 条の基準に適合しており、かつ、その申請の手続が法又は法に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、許可をしています。

(3)について

いわゆる「法定外公共物」に関しては、「開発許可制度の解説」に述べられているとおりの取扱いをしています。

なお、冒頭で申し上げたとおり、後段部分の取扱いに関しては、見解をお示しする立場にはないものと考えております。



【 問い合わせ先 建築指導課開発指導班 鶴殿、多田  
045-210-1111 (内 6260) 】

## 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会の協議状況

**平成 19 年 2 月 5 日 (月)**

「第 1 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会」

「第 1 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

**平成 19 年 2 月 9 日 (金)**

「岡本二丁目マンション計画調査対策委員会合同 (調査及び改善) ワーキング」

「第 1 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査ワーキング」

**平成 19 年 2 月 16 日 (金)**

「第 2 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査ワーキング」

**平成 19 年 2 月 22 日 (木)**

「第 3 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査ワーキング」

**平成 19 年 2 月 23 日 (金)**

「第 2 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

**平成 19 年 3 月 14 日 (水)**

「第 4 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査ワーキング」

**平成 19 年 3 月 27 日 (火)**

「第 5 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査ワーキング」

**平成 19 年 3 月 27 日 (火)**

「第 3 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

**平成 19 年 3 月 28 日 (水)**

「第 2 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会」

**平成 19 年 4 月 6 日 (金)**

「第 4 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

**平成 19 年 4 月 19 日 (木)**

「第 5 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

**平成 19 年 4 月 23 日 (月)**

「第 3 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会」

**平成 19 年 5 月 11 日 (金)**

内部ヒアリング

**平成 19 年 6 月 1 日 (金)**

内部ヒアリングに伴う調整会議

**平成 19 年 6 月 22 日 (金) 及び 25 日 (月)**

内部ヒアリング

**平成 19 年 6 月 27 日 (水)**

「第 6 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

**平成 19 年 8 月 22 日 (水)**

内部ヒアリングに伴う調整会議

**平成 19 年 9 月 26 日 (水)**

「第 7 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

**平成 19 年 10 月 22 日 (月) 及び 25 日 (木)**

内部ヒアリング

**平成 19 年 10 月 29 日 (月)**

内部ヒアリング

**平成 19 年 11 月 5 日 (月)**

「第 8 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

**平成 19 年 11 月 12 日 (月)**

「第 4 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会」

**平成 19 年 11 月 19 日 (月)**

「第 1 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 改善ワーキング」

**平成 19 年 12 月 17 日 (月)**

「第 5 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会」

**平成 20 年 1 月 17 日 (木)**

「第 2 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 改善ワーキング」

**平成 20 年 2 月 5 日 (火)**

「第 3 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 改善ワーキング」

**平成 20 年 2 月 15 日 (金)**

「第 4 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 改善ワーキング」

**平成 20 年 4 月 11 日 (金)**

「第 5 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 改善ワーキング」

**平成 20 年 5 月 29 日 (木)**

「第 6 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 改善ワーキング」

**平成 20 年 7 月 10 日 (木)**

「第 7 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 改善ワーキング」

**平成 20 年 7 月 16 日 (水)**

「第 9 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

**平成 21 年 1 月 29 日 (木)**

「第 8 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 改善ワーキング」

**平成 21 年 3 月 11 日 (水)**

「第 10 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

**平成 21 年 4 月 8 日 (水)**

「第 11 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

**平成 21 年 4 月 10 日 (金)**

「第 6 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会」



# 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会の協議状況

## 【調査対策委員会】

平成 19 年 2 月 5 日（月）

「第 1 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会」

- 議題
- ・岡本二丁目マンション計画調査対策委員会設置要綱
  - ・調査チームのメンバーの指名について
  - ・その他 会議の公開について  
第三者による調査の必要性について  
結論をまとめる時期について  
考査委員会との関連について

平成 19 年 3 月 28 日（水）

「第 2 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会」

- 議題
- ・いままでの経過について
  - ・第三者による機関設置の検討について

平成 19 年 4 月 23 日（月）

「第 3 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会」

- 議題
- ・内部ヒアリングの実施方法及び内容等について

平成 19 年 11 月 12 日（月）

「第 4 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会」

- 議題
- ・「中間報告書（案）」について
  - ・第 1 回岡本二丁目マンション計画外部調査委員会の報告について

平成 19 年 12 月 17 日（月）

「第 5 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会」

- 議題
- ・「岡本二丁目マンション計画調査対策委員会中間報告書 追加報告（案）」について
  - ・岡本二丁目マンション計画外部調査対策委員会の開催状況の報告について

平成 21 年 4 月 10 日（金）

「第 6 回岡本二丁目マンション計画調査対策委員会」

- 議題
- ・「原因解明及び改善策について（素案）」について

## 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会の協議状況

### 【調査チーム及びヒアリングチーム】

平成 19 年 2 月 5 日（月）

「第 1 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

- 議題 ・ワーキンググループの設置及びメンバーの指名について  
・調査の方法等について

平成 19 年 2 月 23 日（金）

「第 2 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

- 議題 ・事実経過のまとめ方について  
・その他（第三者による機関設置の検討について）

平成 19 年 3 月 27 日（火）

「第 3 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

- 議題 ・事実経過の確認について  
・第三者による機関設置の検討について

平成 19 年 4 月 6 日（金）

「第 4 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

- 議題 ・第三者による機関設置の検討について

平成 19 年 4 月 19 日（木）

「第 5 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

- 議題 ・内部ヒアリングの実施方法及び内容等について

平成 19 年 5 月 11 日（金）

内部ヒアリング

平成 19 年 6 月 1 日（金）

内部ヒアリングに伴う調整会議

平成 19 年 6 月 22 日（金）及び 25 日（月）

内部ヒアリング

平成 19 年 6 月 27 日（水）

「第 6 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

- 議題 ・ヒアリングチームにおける内部ヒアリングの進捗状況について  
・岡本二丁目マンション計画許可取り消し等に係る調査特別委員会への報告について

平成 19 年 8 月 22 日（水）

内部ヒアリングに伴う調整会議

**平成 19 年 9 月 26 日（水）**

「第 7 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

議題 ・ 岡本二丁目マンション計画外部調査対策委員会の設置について

**平成 19 年 10 月 22 日（月）及び 25 日（木）**

内部ヒアリング

**平成 19 年 10 月 29 日（月）**

内部ヒアリング

**平成 19 年 11 月 5 日（月）**

「第 8 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

議題 ・ 事実経過の報告について

・ 第 1 回岡本二丁目マンション計画外部調査委員会の報告について

**平成 20 年 7 月 16 日（水）**

「第 9 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

議題 ・ 改善ワーキングにおける検討内容について

（第 1 回から第 8 回は、中間報告書を策定するために開催）

**平成 21 年 3 月 11 日（水）**

「第 10 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

議題 ・ 改善ワーキングにおける検討内容について

**平成 21 年 4 月 8 日（水）**

「第 11 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査チーム」

議題 ・ 「原因解明及び改善策について（素案）」について

# 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会の協議状況

## 【ワーキンググループ】

### 平成 19 年 2 月 9 日（金）

#### 「岡本二丁目マンション計画調査対策委員会合同（調査及び改善）ワーキング」

- 議題 ・ 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会の設置について  
・ 調査対策委員会での協議概要について

#### 「第 1 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査ワーキング」

- 議題 ・ リーダー及びサブリーダーについて  
・ 調査の対象範囲及び調査の手法について

### 平成 19 年 2 月 16 日（金）

#### 「第 2 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査ワーキング」

- 議題 ・ 調査依頼について  
・ 現在までの事実経過について  
・ 事実経過のまとめ方及び今後の対応について

### 平成 19 年 2 月 22 日（木）

#### 「第 3 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査ワーキング」

- 議題 ・ 事実経過の確認について  
・ 論点となる事項の経過書の作成について

### 平成 19 年 3 月 14 日（水）

#### 「第 4 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査ワーキング」

- 議題 ・ 事実経過の確認について

### 平成 19 年 3 月 27 日（火）

#### 「第 5 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 調査ワーキング」

- 議題 ・ 事実経過の確認について

### 平成 19 年 11 月 19 日（月）

#### 「第 1 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 改善ワーキング」

- 議題 ・ リーダー及びサブリーダーの選任について  
・ 事実経過に係る調査結果等について  
・ 改善ワーキングにおける今後の検討方法について

### 平成 20 年 1 月 17 日（木）

#### 「第 2 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 改善ワーキング」

- 議題 ・ 検討すべき課題の抽出について

### 平成 20 年 2 月 5 日（火）

#### 「第 3 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 改善ワーキング」

- 議題 ・ 具体的な項目に基づく課題の検討について

**平成 20 年 2 月 15 日（金）**

「第 4 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 改善ワーキング」

議題 ・ 具体的な項目に基づく課題の検討について

**平成 20 年 4 月 11 日（金）**

「第 5 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 改善ワーキング」

議題 ・ リーダー及びサブリーダーの選任について  
・ いままでの検討経過について  
・ 今後の進め方について

**平成 20 年 5 月 29 日（木）**

「第 6 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 改善ワーキング」

議題 ・ 改善策の検討について

**平成 20 年 7 月 10 日（木）**

「第 7 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 改善ワーキング」

議題 ・ 改善策の検討について

**平成 21 年 1 月 29 日（木）**

「第 8 回 岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 改善ワーキング」

議題 ・ 改善策の検討について

岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 【1】

( 1 9 . 2 . 5 ~ 1 9 . 3 . 3 1 )

	構 成	役 職 名	氏 名
1	委員長	市 長	石 渡 徳 一
2	副委員長	助 役	佐 野 信 一
3	副委員長	助 役	金 澤 政 弘
4	委 員	経営企画部長	戸 原 耕 蔵
5	委 員	行革推進担当担当部長	辻 正
6	委 員	世界遺産登録推進担当担当部長	原 節 子
7	委 員	総務部長	兵 藤 芳 朗
8	委 員	防災安全部長	植 手 次 雄
9	委 員	市民経済部長	進 藤 豊
10	委 員	こども部長	石 井 和 子
11	委 員	健康福祉部長	小 川 研 一
12	委 員	環境部長	高 橋 理 男
13	委 員	景観部長	安 田 浩 二
14	委 員	都市計画部長	高 橋 保 信
15	委 員	都市整備部長	石 川 吉 見
16	委 員	拠点整備部長	伊 藤 文 男

岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 【2】

(19.4.1~20.3.31)

	構成	役職名	氏名
1	委員長	市長	石渡 徳一
2	副委員長	副市長	佐野 信一
3	副委員長	副市長	金澤 政弘
4	委員	経営企画部長	戸原 耕蔵
5	委員	行革推進担当担当部長	植松 芳子
6	委員	世界遺産登録推進担当担当部長	原 節子
7	委員	総務部長	兵藤 芳朗
8	委員	防災安全部長	石川 吉見
9	委員	市民経済部長	相澤 千香子
10	委員	こども部長	石井 和子
11	委員	健康福祉部長	小川 研一
12	委員	環境部長	勝山 洋
13	委員	景観部長	安部川 信房
14	委員	都市計画部長	安田 浩二
15	委員	都市整備部長	瀧澤 由人
16	委員	拠点整備部長	伊藤 文男

岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 【3】

( 2 0 . 4 . 1 ~ 2 1 . 3 . 3 1 )

	構 成	役 職 名	氏 名
1	委員長	市 長	石 渡 徳 一
2	副委員長	副市長	佐 野 信 一
3	副委員長	副市長	金 澤 政 弘
4	委 員	経営企画部長	戸 原 耕 蔵
5	委 員	行革推進担当担当部長	安部川 信 房
6	委 員	世界遺産登録推進担当担当部長	讓 原 準
7	委 員	総務部長	兵 藤 芳 朗
8	委 員	防災安全部長	石 川 吉 見
9	委 員	市民経済部長	相 澤 千 香 子
10	委 員	こども部長	小 村 亮 一
11	委 員	健康福祉部長	石 井 和 子
12	委 員	環境部長	勝 山 洋
13	委 員	景観部長	土 屋 志 郎
14	委 員	都市計画部長	伊 藤 文 男
15	委 員	都市整備部長	高 橋 洋
16	委 員	拠点整備部長	瀧 澤 由 人



岡本二丁目マンション計画調査対策委員会 【4】

( 2 1 . 4 . 1 ~ )

	構 成	役 職 名	氏 名
1	委員長	市 長	石 渡 徳 一
2	副委員長	副市長	佐 野 信 一
3	副委員長	副市長	金 澤 政 弘
4	委 員	経営企画部長	小 村 亮 一
5	委 員	世界遺産登録推進担当担当部長	島 田 正 樹
6	委 員	総務部長	兵 藤 芳 朗
7	委 員	防災安全部長	酒 川 学
8	委 員	市民経済部長	相 澤 千香子
9	委 員	こども部長	岡 部 富 夫
10	委 員	健康福祉部長	石 井 和 子
11	委 員	環境部長	勝 山 洋
12	委 員	まちづくり政策部長	伊 藤 文 男
13	委 員	景観部長	土 屋 志 郎
14	委 員	都市調整部長	安倍川 信 房
15	委 員	都市整備部長	高 橋 洋
16	委 員	拠点整備部長	瀧 澤 由 人

岡本二丁目マンション計画調査対策委員会  
調査チーム 【1】

(19.2.5 ~ 19.3.31)

構成	役職名	氏名
リーダー	助 役	佐 野 信 一
サブリーダー	助 役	金 澤 政 弘
メンバー	経営企画部長	戸 原 耕 蔵
メンバー	行革推進担当担当部長	辻 正
メンバー	総務部長	兵 藤 芳 朗
メンバー	健康福祉部長	小 川 研 一
メンバー	拠点整備部長	伊 藤 文 男

岡本二丁目マンション計画調査対策委員会  
調査チーム 【2】

(19.4.1~20.3.31)

構成	役職名	氏名
リーダー	副市長	佐野 信一
サブリーダー	副市長	金澤 政弘
メンバー	経営企画部長	戸原 耕蔵
メンバー	行革推進担当担当部長	植松 芳子
メンバー	総務部長	兵藤 芳朗
メンバー	健康福祉部長	小川 研一
メンバー	拠点整備部長	伊藤 文男

岡本二丁目マンション計画調査対策委員会  
調査チーム 【3】

(20.4.1~21.3.31)

構成	役職名	氏名
リーダー	副市長	佐野 信一
サブリーダー	副市長	金澤 政弘
メンバー	経営企画部長	戸原 耕蔵
メンバー	行革推進担当担当部長	安部川 信房
メンバー	総務部長	兵藤 芳朗
メンバー	健康福祉部長	石井 和子
メンバー	拠点整備部長	瀧澤 由人

(20.9.1~21.3.31)

構成	役職名	氏名
臨時メンバー	都市計画部長	伊藤 文男
臨時メンバー	都市整備部長	高橋 洋

岡本二丁目マンション計画調査対策委員会  
調査チーム 【４】

( 21.4.1 ~ )

構成	役職名	氏名
リーダー	副市長	金澤 政弘
サブリーダー	副市長	佐野 信一
メンバー	経営企画部長	小村 亮一
メンバー	総務部長	兵藤 芳朗
メンバー	健康福祉部長	石井 和子
メンバー	まちづくり政策部長	伊藤 文男
メンバー	拠点整備部長	瀧澤 由人
臨時メンバー	都市調整部長	安部川 信房
臨時メンバー	都市整備部長	高橋 洋

岡本二丁目マンション計画調査対策委員会  
改善ワーキンググループ【1】

( 1 9 . 2 . 5 ~ 1 9 . 3 . 3 1 )

役 職 名	氏 名
経営企画課課長	小 村 亮 一
行革推進課長	廣 瀬 信
総務課長	内 藤 昭 二
都市計画課長	飯 山 修
都市景観課長	大 場 将 光
都市整備総務課長	高 橋 鏡 二

( 1 9 . 4 . 1 ~ 2 0 . 3 . 3 1 )

役 職 名	氏 名
土地利用調整担当担当課長	石 井 康 則
経営企画課課長	小 村 亮 一
行革推進課長	廣 瀬 信
総務課長	内 藤 昭 二
都市計画課長課長	飯 山 修
都市景観課長	大 場 将 光
都市整備総務課長	米 木 弘 行

岡本二丁目マンション計画調査対策委員会  
改善ワーキンググループ【2】

(20.4.1~21.3.31)

役職名	氏名
土地利用調整担当担当課長	石井 康 則
経営企画課課長代理	征 矢 剛一郎
行革推進課長	廣 瀬 信
総務課長	内 藤 昭 二
都市計画課長課長代理	遠 藤 哲
都市景観課長	比留間 彰
都市整備総務課長	小 磯 一 彦

(20.9.1~21.3.31)

役職名	氏名
開発指導課長(臨時メンバー)	大 場 将 光
都市調整課長(臨時メンバー)	甘 粕 潔
道水路管理課課長代理 (臨時メンバー)	稲 葉 一 男

岡本二丁目マンション計画調査対策委員会  
改善ワーキンググループ【3】

( 2 1 . 4 . 1 ~ )

役 職 名	氏 名
経営企画課長	嶋 村 豊 一
行革推進課長	廣 瀬 信
総務課長	内 藤 昭 二
まちづくり政策課長	石 井 康 則
都市景観課長	比留間 彰
都市整備総務課長	小 磯 一 彦
開発指導課長(臨時メンバー)	大 場 将 光
都市調整課長(臨時メンバー)	甘 粕 潔
道水路管理課長 (臨時メンバー)	稲 葉 一 男